

2 産業廃棄物対策の推進

(1) 産業廃棄物の現況

産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定められた20種類の廃棄物です。事業者はその事業活動に伴って生じる廃棄物の発生量の抑制や再利用に努めるとともに、発生した廃棄物については、自らの責任において適正に処理しなければなりません。産業廃棄物を処理するには、事業者自らが処理するか、または産業廃棄物処理業者に委託して処理するかのいずれかとなりますが、最終処分されるまで、排出事業者に責任があることに変わりありません。

産業廃棄物の発生量は、国全体ではほぼ横ばいの状況であり、これらの処分のための最終処分場の不足が一層深刻な状況になってきています。これには住民の産業廃棄物や産業廃棄物処理施設への関心が高まっており、ややもすれば迷惑施設的な考え方が一方にあります。周辺の住民の理解を得ながら最終処分場などの産業廃棄物処理施設を確保していく必要があります。さらに、廃棄物の不法投棄や野外焼却等不適正処理が後を絶たない状況にあり、こうした事案に厳正かつ迅速な対応を引き続き図っていく必要があります。こうした中、今までの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会システムを改め、生産、流通から消費、処理等までの物の循環システムの構築を視野に入れた社会全体の問題として、廃棄物問題をとらえ直していくことが強く求められています。

本県では、平成9年に滋賀県長期構想「新・湖国ストーリー2010」および滋賀県環境総合計画を策定し、暮らしや産業のあり方を環境優先の考えに立って根本から変革し、資源循環型のスタイルを打ち出すとともに、滋賀県環境総合計画では2010年に廃棄物の排出量を1/2に抑制することを目標としています。こうしたことを踏まえ、平成14年(2002年)3月には「滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、産業廃棄物を取り巻く時代の情勢の変革に対応した施策展開を図り、県民の生活環境を保全するとともに、将来にわたって健全な県土の発展をめざすこととしています。

(2) 産業廃棄物の発生状況

産業廃棄物の発生状況に係る実態調査は5年毎に行っており、平成13年度調査によれば次のとおりとなっています。

表2-4-6 産業廃棄物の発生状況

総発生量	384.4万 t / 年			
業種別	製造業	132.2万 t (34%)	建設業	108.4万 t (28%)
	水道業	73.6万 t (19%)	鉱業	34.6万 t (9%)
	農業	32.7万 t (9%)	その他	2.9万 t (1%)
種類別	汚泥	214.9万 t (56%)	がれき類	83.5万 t (22%)
	家畜の糞尿	32.6万 t (8%)	廃プラスチック類	10.8万 t (3%)
	金属くず	7.0万 t (2%)	その他	35.6万 t (9%)

(3) 産業廃棄物の処理状況

平成13年度における「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条に基づく産業廃棄物処理許可業者、および同法第15条第1項に基づく産業廃棄物処理施設の状況は、次のとおりです。

ア 産業廃棄物処理業

平成13年度末における産業廃棄物処理業者数は、1,751業者であり、このうち収集運搬のみを行う業者は、1,631業者と全体の93%となっています。また、処分を行う業者は120業者であり、うち最終処分を行う業者は14業者となっています。

イ 産業廃棄物処理施設

平成13年度末における産業廃棄物処理施設は406施設で、このうち中間処理施設が354施設、最終処分場が52施設です。

表2-4-7 産業廃棄物処理施設数

中間処理施設			最終処分場	
汚泥の脱水施設	焼却施設	その他	安定型	管理型
191	74	89	44	8

ウ 産業廃棄物処理施設等のダイオキシン類排出濃度規制

平成9年8月の廃棄物処理法施行令および施行規則の改正により、廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシン類の排出濃度基準の設定、焼却施設の構造基準および維持管理基準の強化等が図られ、廃棄物焼却施設については、排ガス中のダイオキシン類濃度の自主検査を年一回以上実施することが義務づけられています。

本県では、焼却施設に対して立入検査を実施するなど、施設改善等の必要な指導を重ねるとともに、新設あるいは改善により対応し、稼働している施設に対しては、排ガスの適合状況を確認するため、平成14年度にダイオキシン類排出状況調査を実施しました(表2-4-8～10)。

なお、この調査により、産業廃棄物焼却施設の2施設が排出濃度基準を超過したため、即時操業を停止させ、改善命令を発しており、うち維持管理方法に係る改善が完了した1施設については、自主検査および県の再検査により基準以内となったことが確認されました。

表2-4-8 平成14年度ダイオキシン類排出状況調査施設数

一般廃棄物焼却施設	14 施設
産業廃棄物焼却施設 (再検査)	35 施設 1 施設
計	50 施設

表2-4-9 平成14年度ダイオキシン類排出状況調査結果 (単位: ngTEQ/m³)

区分	排出濃度基準	対象施設数	排出濃度測定結果						
			0.001以下	0.001を 超え 0.01以下	0.01を 超え 0.1以下	0.1を 超え 1以下	1を 超え 5以下	5を 超え 10以下	10を 超え 50以下
一般廃棄物	0.1	1		1					
	1	2	1	1					
	5	9	1	1	7				
	10	2		1		1			
産業廃棄物	1	2	1	1					
	5	6			6				
	10	28	3	1	5	8	8	1	2
合計		50	6	6	18	9	8	1	2

表2-4-10 ダイオキシン類排出濃度排出基準 (単位: ngTEQ/m³)

処理能力	新設施設	既存施設	備考
4 t/h以上	0.1	1	新設施設 平成9年12月1日以降設置のもの 既存施設 平成9年12月1日現在設置されている焼却施設
2 ~ 4 t/h	1	5	
2 t/h未満	5	10	

工 産業廃棄物処理実績

産業廃棄物処理業者の実務実績

平成13年4月1日から平成14年3月31日までの1年間に、処理業者が事業者から委託を受けて収集運搬した産業廃棄物の量は、1,239千t、中間処理されたものは、1,409千t、最終処分されたものは、107千tでした。

産業廃棄物処理施設の稼働状況

中間処理施設により処理された廃棄物は、2,509,377 tで、このうち廃棄物の種類による内訳では汚泥が最も多く、1,125,954 tで、45%を占めています(表2-4-11)。

最終処分場で処分された廃棄物は表2-4-12のとおり108,373 tで、このうち廃棄物の種類による内訳では、建設廃材が最も多く49,516 tと46%を占め、続いて廃プラスチック類が35,915 tで33%を占めています。また、最終処分量のうち民間処理業者によるものが91,242 tと全

表2-4-11 中間処理施設の稼働状況 (t/年)

種 類	設置者	事 業 者	処 理 業 者	公 共	計
汚 泥	泥	873.212	93.271	159.471	1,125.954
	脱 水	866.604	29.858	152.698	1,049.160
	乾 燥	0	0	374	374
	焼 却	6.040	58.339	0	64.379
	そ の 他	568	5.074	6.399	12.041
建 設 廃 材		42,585	927,696	0	970,281
廃 油	油	2,678	87,220	0	89,898
	油水分離	97	57,950	0	58,047
	焼 却	2,580	22,980	0	25,560
	そ の 他	1	6,290	0	6,291
廃酸・廃アルカリ		3,209	32,533	0	35,742
廃プラスチック類		8,728	65,314	1,078	75,120
	焼 却	7,552	7,912	1,078	16,542
	破 碎	683	56,934	0	57,617
	そ の 他	493	468	0	961
木 く ず		7,623	52,032	241	59,896
紙 く ず		1,892	3,491	67	5,450
その他の廃棄物		446	146,396	194	147,036
合 計		940,373	1,407,953	161,051	2,509,377

表2-4-12 最終処分場の稼働状況 (t/年)

種 類	設置者	事 業 者	処 理 業 者	公 共	計
安 定 型		743	91,242	540	92,525
管 理 型		79	0	15,769	15,848
合 計		822	91,242	16,309	108,373

体の84%を占め、民間業者による産業廃棄物処理の割合は大きくなっています。

(4) PCB廃棄物保管状況等届出の状況

PCBを含む高圧トランス、コンデンサ等をはじめとするPCB廃棄物を保管する事業者は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(PCB特別措置法)第3条の規定により、自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならないと定められています。また、PCB廃棄物は、同法第9条に基づき、一定の期間内(平成28年度まで)に適正に処理しなければならないこととされており、事業者は、同法第8条の規定に基づき毎年度、その保管・使用の状況等に関して届出することが義務づけられています。平成14年3月31日現在の届出状況は表2-4-13のとおりとなっています。

なお、PCB廃棄物は広域処理されることとなっており、近畿圏では大阪市此花区にその処理施設が設置される計画となっています。

表2-4-13 PCB廃棄物保管・使用状況等の届出数

PCB廃棄物の種類	保 管 中		使 用 中	
	事業所数	保 管 量	事業所数	保 管 量
高圧トランス	21	43台	8	11台
高圧コンデンサ	608	2,903台	144	389台
低圧トランス	3	38台	0	0台
低圧コンデンサ	54	10,721台	4	158台
柱上トランス	1	5,800台	-	-
安 定 器	134	79,556台	31	7,419台

3 廃棄物の不法投棄の防止

産業廃棄物不法投棄対策として、地域不法投棄対策協議会の設置、市町村に不法投棄監視員の設置促進、不法投棄廃棄物の撤去費への助成、不法投棄防止強調月間事業、平日・休日のパトロール等を展開しています。しかし、不法投棄は増加の傾向にあり、また、その手口も悪質巧妙化しています。一層の監視強化を図り、早期発見・早期対応に努めるほか、特に悪質な事案については法的な手段も視野に入れ対応していくことが必要となっています。

ア 不法投棄事案等対応状況

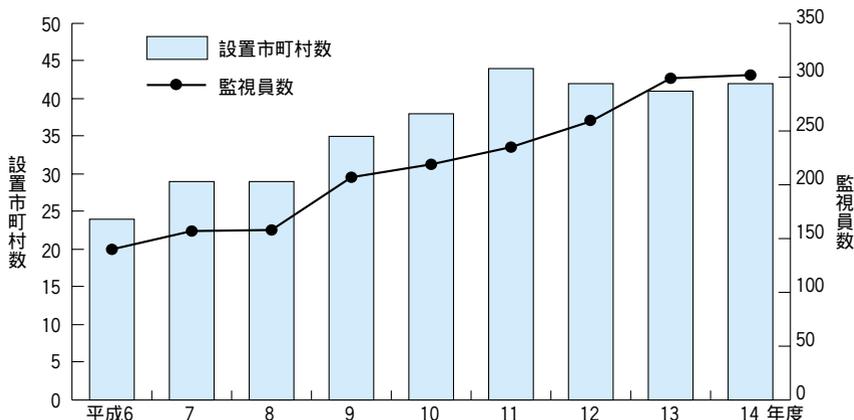
本県が平成14年度に対応した不法投棄事案等の件数は、不法投棄が366

件、野外焼却が347件となっています。

イ 不法投棄監視員設置事業

不法投棄事案等は、早期発見・早期対応が不可欠であることから、不法投棄監視員設置費補助制度を設けており、市町村の不法投棄監視員の設置を支援しています。

図2-4-10 不法投棄監視員設置状況



ウ 不法投棄廃棄物撤去処理事業執行状況

行為者が不明な不法投棄廃棄物によって周辺住民の生活環境に支障が生じるおそれがあると市町村が判断し、当該廃棄物を市町村が撤去する場合に、その費用に対する補助制度を設け、不法投棄廃棄物の撤去を支援しています。

表2-4-14 不法投棄廃棄物撤去処理事業執行状況

年度	撤去件数	撤去対象廃棄物
平成6年度	4市町5件	廃タイヤ、廃バッテリー、がれき類
平成7年度	3市町9件	廃油、がれき類
平成8年度	5市町8件	がれき類および雑多物、廃ドラム缶、廃酸
平成9年度	5市町6件	がれき類、廃タイヤ、農機具
平成10年度	7市町12件	がれき類、廃タイヤ、廃ドラム缶、廃酸
平成11年度	9市町14件	がれき類、もえがら、木くず、廃タイヤ、廃油
平成12年度	8市町12件	がれき類、木くず、廃タイヤ
平成13年度	10市町11件	がれき類、木くず、廃タイヤ
平成14年度	11市町17件	がれき類、木くず、廃タイヤ

エ 不法投棄防止強調月間事業実施状況

平成14年度は、10月を不法投棄防止強調月間と定め、路上検査、工事現場立入指導等により、廃棄物に関する正しい知識の普及・啓発活動を行いました。また、地域における廃棄物の不法投棄に対しても、隣接県、関係部局・機関の協力のもとに集中的な監視パトロールを展開するなど、その根絶に向けた取組を行っています。

啓発活動

- 広報車による啓発
- ポスター・パンフレットによる啓発
- 立て看板による啓発

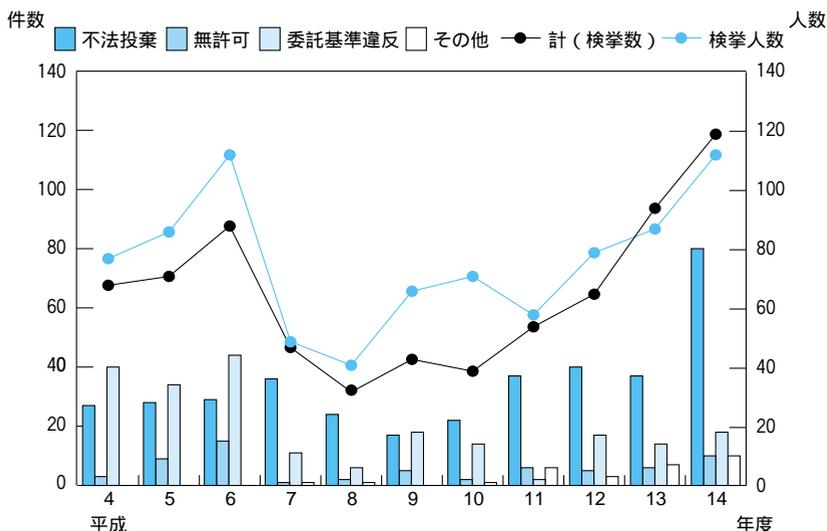
監視指導活動

- 地域不法投棄対策協議会構成員合同でのパトロール
- 産業廃棄物運搬車両の路上検査・啓発（7ヶ所）
- 工事現場立入による産業廃棄物適正処理指導（8ヶ所）
- 隣接県での合同路上検査（8回）・・・隣接県の強調月間などに実施

オ 警察による摘発状況

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反により滋賀県警察が検挙した件数を図2-4-11に示します。

図2-4-11 廃棄物処理法違反経年変化



4 散在性ごみ対策の推進

散在性ごみとは、投げ捨てにより公共の場所等に散乱している空き缶、空きびん、プラスチック容器等のごみのことをいいます。特に空き缶やペットボトルは軽量で持ち運びやすいため、広範囲に投げ捨てられています。また、釣り客による釣り針や釣り糸等の投げ捨ても目立ち、水鳥等の生物への影響も大きくなっています。

散在性ごみは、大小の河川を通じ、琵琶湖に流れ込み、湖辺のごみとなって散在しています。これらは美観を損なうだけでなく、琵琶湖の水質や漁業にも少なからず影響を及ぼしています。

本県では、平成4年(1992年)7月1日に施行された「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」をもとに、県民、事業者、県が一体となった取組を実施してきました。平成14年4月にごみの回収命令、命令違反への2万円以下の罰金、清掃活動への参加指導、環境美化監視員の設置等を盛り込んだ条例の一部改正により、ポイ捨てごみのない湖国滋賀をめざしています。

ア 淡海エコフオスター制度の実施

淡海エコフオスター制度とは、公共的な場所の美化および保全のため、県民、事業者等が公共の場所の一定区間を愛情と責任を持ってボランティアで美化清掃し、環境美化に対する県民等の意識の高揚を図るとともに、ごみの散乱を防止し、県民等と行政が一体となった地域活動を推進することを目的とする制度で、平成12年度から始まりました。

美化清掃活動を行おうとする団体(10名以上で構成)は、県と合意書を交わし、その合意書に基づいて定期的(概ね月1回以上)、継続的に一定の場所の美化清掃活動を行います。県は、その団体の活動に対し、活動経費の支援を行うとともに、活動内容を示すエコフオスターサイン(看板)を設置します。平成14年度には、表2-4-15のとおり、62団体が知事との合意に基づき環境美化活動を行っています。

表2-4-15 平成14年度 淡海エコフオスター団体

市町村名	団体名	実施場所
大津市	(株)滋賀酒販	近江八幡大津線ほか湖岸
大津市	鳩の会	仰木本堅田線ほか道路
大津市	日本マクドナルド大津エリア	大津湖岸線ほか湖岸
大津市	クリーンクラブ	近江八幡大津線ほか湖岸
大津市	西日本電信電話(株)滋賀支店	大津停車場線
大津市	NEC関西環境ボランティア有志・晴嵐1丁目自治会	大津湖岸線ほか道路、公園

市町村名	団 体 名	実 施 場 所
大津市	なぎさを美しくする会	吾妻川
草津市	日本マクドナルド草津エリア	草津停車場線ほか道路
草津市	草津塾	葉山川
守山市	日本マクドナルド守山エリア	守山停車場線ほか道路
栗東市	栗東総合産業(株)	草津守山線
野洲町	北遊遊倶楽部、北子供会	大津能登川長浜線
水口町	日本マクドナルド水口エリア	大野名坂線ほか道路
水口町	(株)水口テクノス	国道307号ほか道路
近江八幡市	日本マクドナルド近江八幡エリア	近江八幡停車場線ほか道路
近江八幡市	北之庄沢を守る会	北之庄沢周辺
近江八幡市	ほたるの会	国道421号ほか河川
八日市市	日本マクドナルド八日市エリア	国道421号線
八日市市	八日市環境ボランティアの会	愛知川河川敷ほか周辺
八日市市	サントリー(株)近江エージングセラ－	八日市蒲生線
安土町	キタイ設計(株)	下豊浦鷹飼線ほか道路
安土町	西の湖美術館づくり	西の湖
安土町	西の湖エコハイキング	西の湖
安土町	東近江水環境自治協議会	西の湖
安土町	安土町環境保全美化推進員地域ネットワーク	西の湖
安土町	江の島自治会環境を考える会	西の湖
安土町	西の湖ボランティアグループ	西の湖
蒲生町	蒲生町環境推進協議会	桜川西竜王線
日野町	日野第二工業団地企業協議会	国道307号
日野町	(株)ダイフク滋賀事業所	国道307号
日野町	(株)奥田工務店	国道477号
竜王町	ダイハツ工業(株)滋賀工場	春日竜王線
永源寺町	蛭谷森林ボランティア	多賀永源寺線
永源寺町	蛭谷報恩会	多賀永源寺線
能登川町	小川協議所	大同川
彦根市	日本マクドナルド彦根エリア	彦根停車場線ほか道路
彦根市	緑とやすらぎのある新海浜を守る会	湖岸（新海浜）
彦根市	昭和電工(株)彦根事業所	三津彦根線ほか道路
彦根市	芹川を美しくする会	芹川
彦根市	キリンビール(株)滋賀工場	甲良多賀線ほか道路
豊郷町	豊郷町立豊日中学校	安食西八目線ほか道路
多賀町	ありがとうボランティアグループ	多賀永源寺線
長浜市	日本マクドナルド長浜エリア	長浜停車場線ほか道路
長浜市	扶桑工業(株)	長浜新川
長浜市	NBSA（湖北サポート協会）	長浜港
長浜市	イオン(株)ジャスコ長浜店	中山東上坂線

市町村名	団体名	実施場所
長浜市	長住建設(株)	長浜近江線
伊吹町	I F U (板並花の里)	山東本巢線
伊吹町	伊吹郷づくり委員会	姉川、山東本巢線
伊吹町	伊吹の源流を考える会	姉川、山東本巢線
伊吹町	春照を美しくする会	油里川、山東伊吹線
米原町	東ばんばエコフォスター	樋口岩脇線
湖北町	五条川の環境を考える会	延勝寺速水線
高月町	兵神装備(株)滋賀工場	西阿閉東物部線
木之本町	老人クラブ睦会	余呉川
西浅井町	八笑クラブ	国道303号
マキノ町	マキノの夢の森づくり実行委員会	中ノ川
今津町	田中建材(株)ネットワイヤージュ	海津今津線
今津町	日本マクドナルド近江今津エリア	安曇川今津線
安曇川町	ニチコンタantal(株)	新旭高島線
高島町	入部谷川源流を守る会	市場野田鴨線
新旭町	新旭電子工業(株)	南川

イ 環境美化推進員設置事業

ポイ捨てごみのない湖国滋賀の実現をめざす散在性ごみ対策の一環として、市町村において、散在性ごみが発生しやすい場所で清掃活動や啓発活動をはじめ、ごみマップの作成等を行う環境美化推進員が設置され、県はその費用に対し助成を行いました。

ウ 美化推進地域、自動販売機自主規制地域

ごみの散乱防止条例で設定されている美化推進地域および自動販売機自主規制地域は、次の4つの地域に分類されています。

琵琶湖岸美化推進地域として、琵琶湖岸延長約235kmのうち、岸壁等により人が容易に立ち入ることが不可能なところを除いた約205kmと内湖等13ヶ所、河川美化推進地域として、河川景観形成地区および主要河川を中心に約221km、道路美化推進地域として、「沿道景観形成地区」またはそれに準ずる主要国道を中心に404km、観光地等美化推進地域として、観光地、市街地等を中心に約1,582haとなっています。

エ その他の取組

この他、ラジオ、テレビによる啓発スポットの放送や環境美化の日(5月30日、7月1日、12月1日)の環境美化活動や美化推進地域における各市町村の清掃美化活動、啓発活動等が行われました。